

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会  
第 249 回定例会・会議録

日 時 令和 6 (2024) 年 3 月 6 日 (水) 18 : 30 ~ 20 : 35  
場 所 柏崎原子力広報センター 2F 研修室  
出席委員 相澤、阿部、飯田、岡田、小田、小野、細山、三宮、品田、須田、  
竹内、西村、星野、本間、三井田潤、三井田達毅、水戸部、安野  
以上 18 名  
欠席委員 水品  
以上 1 名  
(敬称略、五十音順)

その他出席者 原子力規制委員会原子力規制庁原子力規制部検査グループ核燃料施設等  
監視部門 金子 総括監視指導官  
原子力規制委員会長官官房放射線防護グループ核セキュリティ部門  
熊谷 核物質防護指導官  
原子力規制委員会原子力規制庁 柏崎刈羽原子力規制事務所  
伊藤 所長  
杉岡 検査官  
北村 原子力防災専門官  
(柏崎刈羽担当)  
資源エネルギー庁 前田原子力立地政策室長  
資源エネルギー庁 柏崎刈羽地域担当官事務所 関 所長  
新潟県 防災局原子力安全対策課 金子 課長  
上松 主任  
柏崎市 危機管理部 柴野 危機管理監  
危機管理部防災・原子力課 金子 課長代理  
刈羽村 総務課 高橋 課長補佐  
三宮 主任  
東京電力ホールディングス (株) 稲垣 発電所長  
櫻井 副所長  
古濱 原子力安全センター所長  
松坂 リスクコミュニケーター  
南雲 新潟本部副本部長  
小林 土木・建築担当  
曾良岡 土木・建築担当

今井本社リスクコミュニケーター  
原田 地域共生総括 G (PC 操作)

柏崎原子力広報センター

堀 業務執行理事  
近藤 事務局長  
石黒 主査  
松岡 主事

#### ◎事務局

ただ今から、柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会、第 249 回定例会を開催します。

本日の欠席委員は、水品委員、1 名です。

それでは、配布資料の確認をお願いします。

事務局からは、「会議次第」、「座席表」、「2 月の議題における委員からの質問・意見書」6 名分を 1 部、「委員からの質問・意見書」を 1 部、「令和 6 (2024) 年度地域の会開催日程」、「20 周年記録誌」委員の皆様には推薦団体の分と合わせて 2 冊、最後に 2 月定例会の議事録の確認のお願い 1 部、こちらは欠席された委員の皆様には配布しておりません。以上です。

次に、オブザーバーからは、原子力規制庁から 5 部、資源エネルギー庁から 2 部、新潟県から 2 部、柏崎市から 2 部、刈羽村から 2 部、東京電力ホールディングスから 6 部。以上ですが、不足がございましたらお知らせください。

それでは、三宮会長に進行をお願いします。

#### ◎三宮 議長

はい、皆さん、こんばんは。

ただ今より、地域の会第 249 回の定例会を始めさせていただきます。

初めに議題 1 としまして、前回定例会以降の動き、質疑応答に入ります。通常通り、東京電力さん、規制庁さん、エネ庁さん、新潟県さん、柏崎市さん、刈羽村さんの順でお願いします。それでは、東京電力さん、お願いします。

#### ◎櫻井 副所長 (東京電力ホールディングス (株)・柏崎刈羽原子力発電所)

はい、東京電力の櫻井でございます。

それでは、「第 249 回地域の会定例会資料、前回定例会以降の動き」と記載した資料をお手元にご用意いただきたいと思います。

最初に不適合関係です。

2 月 8 日、核物質防護に関する不適合情報、資料は 2 ページからとなりますけれども、こちらは資料配布のみとさせていただきたいと思います。

次に 2 月 16 日、6 号機廃棄物処理建屋管理区域における水たまりの発見について、資料は 7 ページをお願いします。

2月16日、午前11時40分頃、パトロール中の当社社員が廃棄物処理建屋地下2階の建屋間連絡通路で水たまりを発見しております。調査の結果、水の量は約800Lで放射性物質は含まれておらず、他のエリアへの広がりもありませんでした。現時点では、当該エリアに設置された配管からの漏えいは確認されておらず、また、沿岸部の地下水には塩素が含まれていますが、調査の結果この水たまりからは検出されなかったことから、地下水の浸水でもないと考えております。尚、当該場所に通っております太さ約40cmの配管の外面から結露水の滴下を確認しており、結露水の可能性が高いと考えておりますが、詳細について調査中のため、原因については改めてお知らせいたします。

次に、発電所に係る情報です。

2月8日、5号機非常用ディーゼル発電機の不具合について、資料は8ページとなりますけれども、こちらは前回地域の会にてご説明をした内容ですので、後ほどご確認をお願いします。

次に2月21日、柏崎刈羽原子力発電所の保安規定変更認可申請について、資料は9ページをお願いします。今回の申請ですが、今後、空調設備の点検や建物補修などを速やかにできるようにするため、1号機から5号機のタービン建屋の屋上及び固体廃棄物貯蔵倉庫屋上の管理区域を解除するための申請です。

次に2月21日、柏崎刈羽原子力発電所、福島第二原子力発電所、東通原子力建設所の保安規定変更認可申請について、資料は10ページになりますが、こちらも資料配布のみとさせていただきますので、後ほどご確認をお願い申し上げます。

次に2月21日、当社原子力発電所における原子力規制庁による2023年度第3四半期実施計画検査及び原子力規制検査の結果について、資料は11ページをお願いします。

こちらは、昨年12月の地域の会でご説明しました、個人の信頼性結果の見誤りによる防護区域への一時的な入域、いわゆる薬物抜き打ち検査時の見誤りについてですけれども、暫定で安全上の重要度「緑」と判定されていたものが、正式に「緑」判定となったものでございます。

次に、2月22日、シーケンス訓練、大規模損壊訓練の結果について、資料は12ページをお願いします。

本件は、前回の地域の会でご説明した内容の続報となります。事業者が定めた保安規定に基づき、事故対応において必要な措置が行えるかを確認するシーケンス訓練では、全ての現場において想定時間内に対応が行えることを確認しました。

また、7号機原子炉建屋に航空機が衝突するシナリオの大規模損壊訓練においても、大きな課題はなく対応が行えることを確認しました。当社としましては、日頃の訓練成果が出ているものと考えております。

尚、これら訓練につきましては、実施報告書を取りまとめまして2月14日に原子力規制庁へ提出しています。

次に3月5日、柏崎刈羽原子力発電所における国際原子力機関IAEAによるエキスパー

トミッションの実施について、資料は13ページをお願いします。

柏崎刈羽原子力発電所において、3月25日から4月2日の日程でIAEAによるエキスパートミッションを実施することが決定しました。「エキスパートミッション」ですけれども、国際的な専門家で構成されたチームが、事業者の原子力施設やその活動について国際基準に照らし、取組の改善に役立てることを目的としています。

今回、一連の核物質防護事案の改善措置として実施した設備面及び運用面などの当社の取組について、IAEAが選定します国際専門家にご確認をいただき、核セキュリティ分野に関する評価・助言をいただきます。いただく評価、助言をしっかりと受け止めて、核物質防護の更なる改善を行って参りたいと考えています。

次に、その他です。2月16日、プルトニウム利用計画について、資料は14ページをお願いします。当社は、現段階ではプルサーマルの具体的な計画を見通せる状況にはございませんけれども、資源の乏しい我が国において、将来にわたりエネルギーを安定的に確保していくためには、国内における原子燃料サイクルの確立は不可欠との認識のもと、プルサーマルを推進していく方針でございます。引き続き、地域のご理解を大前提に関係各所と連携してプルトニウム利用を推進して参ります。

次に2月22日、2025年度採用計画について及び県民の皆様への説明会の開催について並びに3月6日、長岡市、上越市におけるコミュニケーションブースの開催については資料配布のみとさせていただきます。

また、その次に東京電力の広報活動の取組事項についてとございますけれども、今月は訓練などのソフト面の情報発信に関するお声を頂戴しておりましたので、発電所で働く者の思いに関するリーフレットを制作し紹介しています。こちらも後ほどご覧いただきたいと思っております。

尚、第二部以外の飯田委員からのご質問につきましては、別紙で回答を用意していますので、そちらをご確認いただきたいと思います。

次に、福島第一原子力発電所に関する主な情報ですが、こちらは本社リスクコミュニケーターは今井からご説明をさせていただきます。

◎今井 本社リスクコミュニケーター（東京電力ホールディングス（株））

本社立地地域室、今井と申します。お手元のA3横の資料をご覧ください。1枚めくっていただきまして裏面の中央下段、9分の2ページの資料でトピックスをご説明させていただきます。本日は1件のみ、左上ALPS処理水海洋放出の状況でございます。

ALPS処理水の海洋放出につきましては、昨年8月24日より開始いたしまして、これまでに計3回放出を行い、先日2月28日より今年度最後となる第4回目の放出を開始致しました。これまでの海域モニタリング結果等におきまして異常は認められておりませんが、引き続き意図しないかたちでALPS処理水の海洋放出をすることが無いよう、緊張感をもって対応して参りたいと考えております。

また、その他のトピックスとしては、紙面中央下段にございます2号機燃料デブリの試

験的取り出しに向けた準備作業などを記載しているところでございます。

続きまして 2 枚目の裏をご覧ください。先日ありました福島第一での水漏れ事象についてご説明させていただきます。A4 資料 4 枚構成で左上、左下、右上、右下の順番でご説明します。タイトルが高温焼却炉建屋（第 2 セシウム吸着塔）別名サリーと言いますが、そちらからの放射性物質を含む水の漏えいの件でございます。本件の水漏れ事象が発生致しまして申し訳ございません。

その下、1 ページをご覧ください。事案の概要でございますが、2 月 7 日に 4 号機の南側でございます高温焼却炉建屋内に設置されておりました第 2 セシウム吸着装置サリーと言いますが、こちらから水漏れが発生し、洗浄水と混合した放射性物質を含む液体の漏えい量は約 1.5 立方メートルで、セシウムの総和で約 66 億Bqと評価しており、詳細は 1 ページ以降でご説明します。

右上 2 ページをご覧ください。2 ページが系統図で、まず右上の青い点線の枠の中に汚染水を浄化するプロセスを記載しておりますが、今回は皆様がよくご存じでいらっしゃると思われる、②番多核種除去設備の ALPS の手前の汚染水からセシウム、ストロンチウムを除去する①のセシウム吸着塔で発生した事案でございます。中央に拡大したイラストがございますが、イラストの中央に茶色で囲まれた弁を点検するためにこの装置を停止し、イラストの左から右へ洗浄水を流して線量の低減対策を行った際に発生した水漏れ事象でございます。中央の上部に赤い点線で囲まれた 10 個の弁がございますが、装置を停止したあとに発生する水素ガスを外へ逃がすために運転部門において弁を開けました。本来は洗浄作業を行う前に閉めるべきでしたが、開のまま洗浄作業を行ってしまい、結果的に左上にある赤い丸に示すベント口、いわゆる大気に放出する箇所から水が建屋外に漏えいしてしまったものでございます。

原因といたしましては、作業を行う保全部門におきまして、洗浄作業を行う前に当該 10 個の弁について閉を確認する手順になっておりましたが、これまでの実績で弁が閉であったということもございまして、閉まっているものと思い込んでしまって弁の開閉状態まで確認せず、作業に進んでしまったということでございます。

その下、3 ページは締め忘れた弁のイラストと写真を掲載しております。続いて、めくっていただきまして左上 4 ページが先ほど申した問題点でございます。資料の左下に背後要因と記載しておりますが、当社では保全作業の前の系統構成、弁の開け閉めについては原則、運転部門が実施しておりますが、福島第一においては、事故後、高線量下での作業が多いことから保全部門のほうでも系統構成、いわゆる弁の開け閉めを行うという運用を独自に実施しております。今回は保全部門における弁の状態確認において、エラーが発生したというものでございます。

続いて、その下 5 ページです。今後は、福島第一独自の運用を改め、汚染水の処理設備である ALPS 等の高い濃度の液体放射性物質を取り扱う作業におきましては、従来通り当社運転部門が作業前の系統構成、弁の開け閉めなどを一元的に実施することとし、さらに

記載にあるような組織面、教育面、設備面での対策を講じていくというものでございます。

続いて、右上の6ページでございますが、今回、屋外に放出してしまった分につきましては、水が浸みこんだ土壌を回収済みでございます。近傍を流れる排水路への流れ込みや作業員自体の身体汚染はございませんでした。また、各種放射線モニターに有意な変動がないことを確認しておりまして、今回の漏えいに伴う外部への影響は確認されておりませんが、継続して監視を実施していくというところでございます。

改めまして、このような水漏れ事象が発生致しまして申し訳ございません。

福島第一の廃炉の状況については以上でございます、東京電力からの説明も以上となります。

◎三宮 議長

はい、ありがとうございます。続きまして、規制庁さんお願いします。

◎伊藤 柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

はい。規制庁の柏崎刈羽原子力規制事務所の伊藤です。

それでは、2月7日、前回以降の規制庁の動きを説明させていただきます。

まず、委員会で何を議論したかをご説明します。2月7日の委員会では、能登半島地震後の志賀原子力発電所の現状及び今後の対応ということで事務局より規制委員会に報告がありました。その中で、柏崎刈羽発電所ですけれども、地震による新たな不具合等はないという報告がなされております。

その次の2月14日の委員会ですけれども、原子力災害時の屋内退避に関する論点というところで、皆様の関心が非常に高いところだと思いますので詳しくお話をさせていただきます。参考として資料を準備しております。右肩に資料1と書かれているもので、タイトルが「原子力災害時の屋内退避に関する論点」、こちらの資料を規制庁から委員会に提出し、委員会でこれを議論いたしました。ポイントをお話します。3つございまして、1つは、能登半島地震で起きた家屋の倒壊や道路の寸断等の問題は、原子力災害の発生の有無に関わらず、自然災害への対応として解決が図られるべきものです。自然災害に対する安全が確保された後に原子力災害に対応することが基本であるということが、まず確認されました。その次のポイントとして、規制庁で作成している原子力災害対策指針というものがございすけれども、こちらの防護措置の考え方は引き続き有効ですということが議論されました。これは、避難と屋内退避等を適切に組み合わせることで、住民の被ばく線量を合理的且つ達成できる限り低くするというものです。それと同時に、被ばくを直接の要因としない健康等への影響を抑えるというものです。こちらは引き続き有効ということで、委員の中で議論されました。3つ目のポイントとしては、屋内退避という防護措置があります。これを最も効果的に運用するため、規制委員会としての判断に関するについて今後検討を進めていきたいと思いますということが決まりました。こういったものを検討するかといいますと、まず屋内退避の対象範囲、どこまで屋内退避を求めるか。あとは実施期間、まずこれが一つ。次に想定すべき事態の進展のかたち、こういったかたちで事

象が進展していくか。それと3つ目、屋内退避の解除、または一時移転。要は家屋から体育館への移動のタイミングですとか、こういった切り替えを判断するにあたっての考慮すべき事項というところを、今後検討していきましようということになっております。この委員会の中で検討チームを設置して、深掘り、深い検討をしていきましようということになりました。流れとしては、まず規制委員会で事務局が考えた検討チームの設置案を了承します。その後、検討チームの中で論点を検討いたしまして、指針の改正や運用について、その要否も含めて整理していくというかたちになろうかと思っております。

続きまして、2月21日の規制委員会、こちらは第3四半期の柏崎刈羽規制事務所の全ての規制検査の報告の結果です。同じく、下のほうに2月21日、臨時会があります。こちらはセキュリティのもの、今、冒頭でお話したのがセーフティの検査結果となります。結果から申し上げますと、セーフティのほうは特に指摘事項はございませんでした。ただ、臨時会で行ないましたセキュリティの検査報告の中では、先ほど東電さんからもお話ありましたけれども、緑案件が1件出ております。内容は割愛しますが、発電所の中で抜き打ちの薬物検査にかかる案件で緑が出ています。資料を添付していきまして、右肩に別紙2と書かれている、こちらはこの臨時委員会で使われた資料でございます。こちらは、前回の追加検査の説明の時にもお話しておりますので、中身は割愛させていただきます。

続きまして、2月21日に㊦と書いているところがあります。こちら、トピックスのトでございますけれども、先ほど東電さんからもお話がありました、6号機の廃棄物処理建屋のところで「大きな水たまりがありました」というものでございます。こちらの中身は、先ほどお話がありましたので割愛しますが、規制事務所の検査官も確認しています。確認した結果、通路のほうにはポンプですとか動くものはございません。それから配管のつなぎ目ですとか、漏えいポテンシャルの高いところからの漏えいも見られませんでした。壁からのしみ出しもなく、建屋と建屋の間でするので熱で建屋が膨張しますからそれを抑えるゴムのようなものがあるのですが、そのゴムにも漏えいを伴うような損傷もございませんでした。消去法から考えると結露水になり得るのかなと思いつつも、量が量ですので、東電さんの評価の結果を待っているところでございます。ただ、この評価の結果も、40mの通路の水を立方体で計算していますので、だいぶ保守的な数字になるのかなとは思っています。

続きまして、その下の審査の実績というところでございます。

7号機は特重に関するものが1回、6号機は新規制基準に係る設工認に関するものが数件行われています。

続きまして、その下の通達文書類です。2月13日のものですが、安全実績指標PIの報告の受理と書いています。こちらは、検査に係るものでして、我々、事業者の安全活動を監視するのに検査官が実際に現場をまわる検査と、さまざまな指標で定量的な数字で出てくるPI、パフォーマンスインジケータというものがございます。何かといいますと、例えば、計画外の被ばくを何件しましたか、計画外のスクラムを何件しましたか、訓練を

何回しましたかとか、そういったかたちで数字が出てきまして、あるクライテリアを超すと白になったり黄色になったり赤になるというもので、その報告を受けましたというものでございます。

もう1つ2月13日に、規則の第87条4号に基づく確認結果の通知というものがあります。こちらは、運転責任者の判定する方法ですとか、判定を行う体制等が十分であるというものを確認した通知です。

2月21日に、保安規定の変更許可申請書というものを受理しています。こちらは、タービン建屋の屋上など管理区域の解除をしたもの、それと調達関係の組織の変更に伴う変更です。

その次に行きまして、面談です。2月8日はセキュリティに関する面談で、中身のお話はできませんが、トラブルではございません。

2月15日の面談ですけれども、使用前事業者検査の状況についてと書いてありますが、訓練の実施状況と使用前の手続きに関する説明を受けたものでございます。

2月22日、1号スラッジ脱水機改造工事に係る使用前検査に関する面談ということですが、設備に不具合がありまして、その不具合復旧後の使用前事業者検査の対応について説明を受けたものでございます。

その下に行きまして、追加検査適格性確認検査の結果の説明会の実績を記載しています。2月7日の地域の会は、前回の第2部でご説明したものでございます。2月18日は長岡で、新潟県主催の住民説明会を実施しています。2月23日、こちらも長岡ですけれども、市町村研究会の中で新潟県の首長の皆さんが一堂に会して、内閣府と新潟県と合わせて説明を行って参りました。

規制庁からは以上です。

#### ◎三宮 議長

はい、ありがとうございました。続きましてエネ庁さん、お願いします。

#### ◎関 柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

資源エネルギー庁柏崎刈羽事務所の関です。前回定例会以降の資源エネルギー庁の動きについてご説明させていただきます。

まず、1ページ目一番上のところですが「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律案」及び「二酸化炭素の貯留事業に関する法律案」について閣議決定されています。このあと、国会で審議されることとなります。法律の概要ですけれども、1ポツの2つ目のパラのところを見ていただければと思います。そのパラの2行目の後半のところ、最初の低炭素水素等の供給利用の促進を図るところですが、この低炭素水素というのは、水素やアンモニアなどになりますけれども、それらの利用の促進を図るための法律と、新たにCCS、二酸化炭素を、地中に貯留するための法律、これは今まで整備されていなかったもので、これに関する法律です。今後、国会で審議されますので、進捗状況について情報共有していきたいと思っております。



続きまして、1 ページ目の下のところですが、岩田経済産業副大臣が IAEA 閣僚理事会に出席しています。

1 枚めくっていただいて、閣僚コミュニケが出されていますが、こちらについてはホームページのリンク先を記載させていただきましたのでご覧いただければと思いますけれども、原子力についても記載があり、原子力は気候変動、エネルギー安全保障に有用であることなどが記載されています。

続きまして、2 枚目の「エネこれ」スペシャルコンテンツですが、これは定期的に資源エネルギー庁で記事を作って皆さんに見ただけのようにしていますが、今回、皆さんのご関心の高いペロブスカイト太陽電池につきまして特集を組んでおりますので、ご関心があればご覧いただければと思います。事務所でも印刷して配布していますので、こちらもご関心があれば事務所にお立ち寄りいただければ幸いです。

続きまして、最終ページまで飛んでいただければと思います。4 ポツのところですが、柏崎市議会の全員協議会で資源エネルギー庁から国のエネルギー政策について説明を行っています。また、同日、柏崎市主催の原子力防災及びエネルギー政策に関する住民説明会で、資源エネルギー庁から国のエネルギー政策について説明しています。3 月 1 日は、刈羽村議会の原子力発電及びエネルギーに関する調査特別委員会で、資源エネルギー庁から国のエネルギー政策について説明を行いました。いずれも内閣府の原子力防災担当と共に説明をしています。前回からの動きについては以上です。

最後に、飯田委員から資源エネルギー庁にいただいたご質問の回答については、紙で配布させていただきますので、よろしくお願いたします。以上です。

#### ◎三宮 議長

はい、ありがとうございました。続きまして新潟県さん、お願いします

#### ◎上松 主任（新潟県・防災局原子力安全対策課）

はい。新潟県原子力安全対策課の上松です。

前回定例会以降の新潟県の動きについて説明させていただきます。今回は大きく分けて項目 4 つありまして順に説明していきます。

1 つ目ですが、「核物質防護に係る追加検査及び適格性判断の再確認結果への対応」ということで、2 月 9 日、花角知事が片山原子力規制庁長官と面談し、原子力規制委員会が柏崎刈羽原子力発電所における核燃料の移動禁止命令を解除すると共に東京電力の適格性判断の結論を変更する理由はないと判断した根拠について直接説明を受けました。また、この際、原子力規制庁に対し、原子力災害対策指針の見直しの議論をしていただくようお願いしました。

また、2 月 18 日には、県は追加検査の結果等について原子力規制庁が県民の皆様へご説明する説明会を開催しました。

続きまして、2 つ目の項目ですが、原子力災害を想定した冬季訓練を 2 月 12 日に実施しました。住民避難訓練としまして、参加機関は県、柏崎市、刈羽村、陸上自衛隊、東京

電力職員、計 53 名。また、PAZ 内住民、計 24 名です。訓練内容は以下の表のとおりです。また、裏面には訓練の様子を掲載していますのでご覧ください。

続きまして 3 つ目の項目として、安全協定に基づく状況確認です。2 月 13 日、柏崎市さん、刈羽村さんと共に発電所の月例の状況確認を実施しました。主な確認内容ですが、7 号機の原子炉格納容器内の設備のうち、コリウムシールド、サブプレッションプール、格納容器スプレイ等の重大事故等対処設備を中心に現場を確認しながら設備について説明を受けました。

最後、4 つ目の項目ですが、新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会です。2 月 15 日、令和 5 年度第 4 回技術委員会を開催し、以下の項目について確認し議論を行いました。主な議題は、水素爆発対策、耐震評価、6 号機大物搬入建屋杭の損傷についてです。会議資料、議事録などは以下に示してあるアドレスのホームページに掲載しておりますので、関心のある方は時間のある時にご覧いただければと思います。

それと、もう 1 部資料を配布しておりますが、委員からいただいていた質問、本間委員と飯田委員ですね。このいただいていた質問への回答を別紙として配布しておりますので、後ほど確認いただければと思います。説明は以上です。

#### ◎三宮 議長

はい、ありがとうございます。続きまして柏崎市さん、お願いします。

#### ◎金子 課長代理（柏崎市防災・原子力課）

柏崎市防災・原子力課の金子でございます。前回定例会以降の動きについて、柏崎市危機管理部防災・原子力課と記載の資料に基づいて説明をさせていただきます。

1、原子力災害を想定した冬季訓練でございます。2 月 12 日に、冬季の原子力災害時における対応力の向上を図るため、原子力防災訓練の個別訓練として冬季訓練を実施しております。先ほど、新潟県さんのご説明のとおりでございますが、妙法寺ふれあいセンターを中心に積雪時に孤立地域が発生したことを想定し、陸上自衛隊の高機動車及び民間事業者や東京電力の福祉車両等を活用した PAZ 地内の要配慮者の避難訓練を実施しております。

2、安全協定に基づく状況確認。2 月 13 日に新潟県さんと刈羽村さんと共に発電所の月例の状況確認を実施しております。内容は新潟県さんの説明のとおりでございます。

3、原子力防災及びエネルギー政策に関する住民説明会です。2 月 14 日に内閣府及び資源エネルギー庁さんから原子力防災及びエネルギー政策について、市民を対象に説明していただく住民説明会を、柏崎主催で柏崎市産業文化会館を会場に開催しております。79 名の方からご参加いただきました。

4、新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会、令和 5 年度第 4 回。こちらが 2 月 15 日に開催されております。今ほど、新潟県さんのご説明のとおりでございます。

5、市町村による原子力安全対策に関する研究会、首長説明会が 2 月 23 日に開催され、記載のテーマについて各担当者の説明を受けております。

6、安定ヨウ素剤事前配布説明会です。2月24日、25日に新潟県さん、刈羽村さんと共同で柏崎市産業文化会館を会場にPAZ更新者等を対象とした事前配布説明会を開催しております。

7、柏崎刈羽原子力発電所における防火安全対策連絡会が2月28日に開催されました。柏崎刈羽原子力発電所の消防活動訓練、防火安全対策などに関する意見交換等を行いました。

8、複合災害時の避難に関する講演会です。3月2日に、原子力規制委員会初代委員長を務められた田中俊一先生をお招きして、複合災害時の避難に関する講演会を柏崎市主催で、柏崎市産業文化会館を会場に開催しました。285名の方からご参加いただいております。

本日、本間委員、飯田委員からの質問をいただいております、書面にて回答させていただきましたので、後ほどご確認いただければと思います。以上でございます。

◎三宮 議長

はい、ありがとうございました。それでは最後に、刈羽村さんお願いします。

◎三宮 主任（刈羽村・総務課）

刈羽村総務課三宮です。前回定例会以降の動きについて、資料を1枚配布をさせて頂いております。両面に6項目記載させていただきましたので、順に説明させていただきます。

まず1つ目2月12日、原子力災害を想定した冬季訓練を実施しました。新潟県さんの資料にも記載がございますが、刈羽村内においては、新潟県さん、陸上自衛隊さんと共に、積雪時に孤立地域が発生したことを想定して陸上自衛隊の大型雪上車を活用した住民避難訓練を源土運動広場にて行いました。

2項目目2月13日に新潟県さん、柏崎市さんと共に安全協定に基づく月例状況確認を実施致しました。

3項目目2月15日に新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会を傍聴いたしました。

資料裏面を見ていただきまして、4項目目2月23日に市町村による原子力安全対策に関する研究会、首長説明会に出席いたしました。

5項目目2月24日、25日に新潟県さん、柏崎市さんと共同で安定ヨウ素剤事前配布説明会を開催致しました。

最後6項目目2月28日に柏崎刈羽原子力発電所における防火安全対策連絡会に出席致しました。詳細については新潟県さん、柏崎市さんとの重複になりますので資料をご確認いただきたいと思います。

また、本間委員、飯田委員からいただいておりますご質問について、書面にて回答させていただきましたのでご確認いただきたいと思います。以上となります。

◎三宮 議長

はい、ありがとうございました。

それでは、ここからは、第1部の質疑応答に入りたいと思います。発言のある方は挙手の上、指名された後、お名前、そしてどちらのオブザーバーへの内容なのかをお話いただいた後に発言をしていただきたいと思います。それではお願いします。本間委員、どうぞ。

◎本間 委員

本間です。原子力規制庁に今の説明について質問2点お願いします。

1つは、今日お話のあった避難の問題というのは地元の住民にとっては、規制庁の方もおっしゃいましたけれど非常に切実な問題で、非常に大きな危機感を持っているのですが、能登半島地震の後規制委員長は、避難できるのか、あるいは屋内退避が可能なのかという点について検討するとおっしゃったと思うのです。それがだんだん後退して、最終的には現状で問題ないみたいな結論になって、一般的な目で見るとどんどん後退していくという感じを持っています。

今日の規制庁がまとめた問題点の資料1のリストを見ても、事務当局である規制庁が規制委員会に対して、こういう方向でよいかという非常に後ろ向きのまとめ方、あるいは誘導しているのではないかと、裏で相談しているのではないかとという疑いを私は持っています。規制庁が、事務当局でありながら規制委員会委員長の発言を後ろに引っ張っていくような形になっていることに、非常に危機感を覚えます。

もう1つは、具体的にこの中で(1)の後半あたりに、「避難所での屋内退避が困難な場合にはUPZ外に避難することとしているから、複合災害時の基本的な対応が示されている」と書いてありますけれども、私たちの心配は、一つは屋内退避が困難な場合に、どこにも逃げられないじゃないか。つまり、UPZ外に避難することなど困難なのではないか。地震の場合、その点を非常に心配しているので、それについてこの文章に書いてあるから基本的な対応が示されているというのは、とても納得できない。具体的に、道路が寸断されて家がつぶれた場合、どのようにして屋内退避が、まあ困難と書いてありますから困難な場合、どうやってUPZ外に脱出するのでしょうか。そのへんを考えるのが、指針を作る根本であるべきなのではないですか。以上です。質問です。

◎三宮 議長

はい、それでは規制庁さん、お願いします。

◎伊藤 柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

はい、原子力規制庁柏崎刈羽規制事務所の伊藤です。2点意見いただきましてありがとうございます。まず1点目ですけれども、我々規制庁が規制委員会と相談し、まるでハンドリングしているような印象を受けるというお話ですが、きっぱり否定させていただきます。決して、そういったことはしてございません。我々として、論点をまず規制委員会に投げかけまして、規制委員会は5人独自に自らの技術ですとか知見ですとか、そういったものを活用しながら、あの場で検討しています。我々は決して規制委員に対して、何か働きかけるようなことはしていません。こちらが1点目です。

2点目です。まず、UPZ外の避難が困難な場合の問題ですけれども、我々がこれから指針

を検討していく、指針の運用の方法ですとか、そういったものを検討していくうえで対象としているのが、先ほども言いましたけれども、屋内退避の対象範囲や実施期間、そしてもう1つ想定すべき事態の進展の形があります。ですので、こういう地震が起きたらこういうふうに進展するであろうとか、そういったところがこれから議論されていくことになると思います。あとは、屋内退避の解除や一時移転も議論していきます。指針にあるベースを基に、各自治体で各地域の特性を加味した上で、避難計画を立てていくというかたちになると思います。よろしいでしょうか。

◎三宮 議長

はい、ありがとうございました。他にある方いらっしゃいますか。はい、三井田委員どうぞ。

◎三井田潤 委員

三井田でございます。お世話様です。東京電力さんにお聞きしたいのですが、シーケンス訓練とか大規模損壊訓練をやりましたけれど、内容が代替循環冷却で熱交を起動して原子炉の冷却とかあるのですけれど、中間ループ系がコケタという想定でやっているのでしょうか。それがまず1つ。それと、淡水貯水池を水源とした消防車の訓練ということで貯槽があるのですけれど、その貯水池はどれくらいの地震の強度まで耐えられるのか教えてください。意見をいうと、シーケンス訓練をする時に非常に立派なことをやっただけで有難いと思うのですが、このリーフレットの、「日頃の研鑽無くして事故対応は不可能。福島第一原子力発電所の事故を直接経験しているからこそ、絶対に妥協しない。」という思いであれば、この訓練の写真を見る限り、昼間に訓練しているみたいなのですよね。やっぱり真夜中とか、例えば意地悪なことをいうと、1月1日の能登の地震みたいに4時くらいに地震が来ました。そうした場合に、どれだけの人が入り来られるかいろいろ考えたりすると、この想定時間よりもずっと時間がかかると思うのです。例えば、夜中の2時に訓練をやった場合に、この時間では絶対来られないですよ。昼間だからできる。だけど、写真を見る限り放水訓練でもなんでもホイールローダーでもこうやっているけれども、実際には投光器などをつけないと、いざという時の想定っていうのはできないと思うのです。リーフレットの後ろに書いてある「福島第一原子力発電所の事故を起こした私たちであるから、世界トップレベルの技術対応力が求められると考えています。」ということであれば、非常に酷なことを言いますが、クリスマスの夜中の9時くらいに訓練を始め、どれだけの人を招集できるかということを試したらいかがでしょうか。非常に意地悪な言い方だと思いますが、事故を起こさないように、水源とか諸々考えていただきたいと思いますが、いかがなものでしょうか。

◎三宮 議長

3つとも質問になったような気がするのですが。東電さん、お願いします。

◎古濱 原子力安全センター所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

東京電力の古濱でございます。三井田委員、ご質問ありがとうございます。簡単に、それぞれお答えをさせていただきます。

まず、最初のシーケンス訓練について、その代替熱交で循環系がというお話がございましたが、中間ループは使っておりません。ですので、通常の冷却系が使えなかった時に代替系を使って冷却するという内容で訓練をしています。

体制のお話ですけれども、昼間にやっているから多くの人が集まれるでしょう。夜とかそういう時では多くの人が集まれないでしょうというお話があったかと思いますが、私共は今後、新しい保安規定が適用になると50名くらいで宿直体制に入るわけですけれども、そうするとその数の人間が24時間、365日、常時発電所内にいることになります。今回の訓練でも、基本的にはそこに居る人間だけでできるようにしています。応援が来なくてもこの時間で初動ができるということを確認していますので、むしろ応援が来たらもっと早くできるが、現状はそれが無くてもできるということになります。

◎曾良岡 土木・建築担当（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

2つ目のご質問が、淡水貯水池の耐震性についてだと思います。土地構造物ですので何ガルに耐えるとか、あるいは震度いくつに耐えられると明確に数字でお答えし難いものではあるのですが、基本的にその構造はセメント改良土で堤防を造り、その表面を3層構造の遮水シートで覆っています。ゴム、ベントナイト、ゴム、という変位に追従するようなシートで被覆しています。こういったことから強度と変形追従性があり、耐久性も高い材料を選定して耐震性を高めているものです。尚、高台に貯水池がありますが、地下水位があつた辺りは低いものですから液状化することはありません。地下水はそれより低い状況でございます。定性的なご説明ですが、今、お話したとおりです。

◎三宮 議長

はい、三井田委員、どうぞ。

◎三井田潤 委員

質問です。貯水池は地盤改良土を使っているのですけれど、杭は打っていますか。

◎三宮 議長

はい、東京電力さん、どうぞ。

◎曾良岡 土木・建築担当（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

鉄筋コンクリート構造物と違いますので、基礎があつてそれを杭で支えるという構造ではありません。そのまま、セメント改良土の上に設置しています。

◎三宮 議長

はい、よろしいですかね。他にある方いらっしゃいますか。はい、星野委員どうぞ。

◎星野 委員

規制庁さんに1点伺います。先ほど屋内避難の運用について、丁寧な説明がございましたけれども、検討チームをこれから発足させて検討を進めていくというご説明ですが、進めていく基本的なタイムスケジュール的なものがあつたら教えてください。

◎三宮 議長

はい、規制庁さん、お願いします。

◎伊藤 柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

はい、規制庁の伊藤です。ご質問ありがとうございます。明言はできませんが、大体のスケジュール感はありまして、まず3月下旬4月あたまくらいまで、この検討メンバーを委員会に規制庁からあげまして、そこで検討チームが結成され、そこから1年ほどかけて検討していきます。その検討チームにはもちろん、さまざま有識者を交えます。1年後に、次の年度のあたまくらいに指針の見直しですとか運用の見直しなど、その検討チームで検討されたかたちがアウトプット化されると思います。以上です。

◎三宮 議長

ありがとうございました。よろしいですかね。はい、他にある方いらっしゃいますか。竹内委員、どうぞ。

◎竹内 委員

はい、竹内です。柏崎市に質問します。報告の8番目の「原子力災害時の避難に関する講演会」ということで、私も聞きに行ったのですけれども、たぶん、田中先生に言ってほしかったことは、自然災害と複合災害の時には命を守る行動をまず取ってくれということが伝えたかった講演会なのだろうと思うのですが、どうも参加した皆さんには放射線は怖くないから逃げなくていいとか、屋内に居て大丈夫、避難すると故郷の復興が遅れるから逃げるな、というようなメッセージが伝わってしまったと捉えています。柏崎市は、田中先生と一致している部分というのはどのくらいあるのか、先生の話イコール柏崎市の意見だと考えていいのかというところを1点お聞きしたいのと、もし違う部分があるとしたら、どういうかたちで今後、それを市民に修正していくのかというところをお聞かせください。

◎三宮 議長

はい、柏崎市さん、お願いします。

◎柴野 危機管理監（柏崎市危機管理部）

お答えします。先生の話イコール柏崎市の全ての事務方として、あるいはトップの考え方ではございません。では、何が違うのかという点についていえば、基本的に我々としては、そういった中でもご不安はやはり市民の皆様にはあるだろうな、という気持ちを持っている。先生は学者でございますので、そういった中で大丈夫だよと。ですけども、我々としては、そうはおっしゃられてもご不安な気持ちを持たれる方はいらっしゃるだろうなと。そういった点についてのご不安を解消すべく、いろいろな対策を考え、場合によってはお示ししながら進めていくというのが我々の考え方です。

◎三宮 議長

はい、竹内委員、どうぞ。

◎竹内 委員

会場で私、妊婦さんや乳幼児についても同じ考え方で良いですかということをお伺いしたら、田中先生は「私は医者じゃないからわからない」とおっしゃったのです。なので、いくら学者でも専門外のことは正確な知識は持っていないと思います。ですので、今後、市民によりきちんと理解していただくためには、被ばくの部分の専門の方のお話も聞かないと難しいのではないかと思います。特に今後、高齢者などが今までも「自分はもう残り少ないから逃げない」という方はいるだろうなと思ったのですが、あの講演会によって、よりその傾向が高まると思いますので、何らかの手続き、対応をお願いしたいと思います。これは意見です。以上です。

◎三宮 議長

ありがとうございました。岡田委員、どうぞ。

◎岡田 委員

岡田です。エネ庁さんに意見です。最後の説明にありました、2月14日の柏崎市での説明会についてです。前半、内閣府さんが避難計画を説明されて、後半エネ庁さんがエネルギー政策についてということだったのですが、避難計画で、確か質問までされた関心のある方だったのですが、避難計画の説明の前半が終わりましたら、原発の話は終わったから帰ろうというお声掛けで、その場を去られた方がいらっしゃいました。何が言いたいかというと、説明会に来られるような関心の高い方にすら、何を解決するために原子力発電所を、その手段として検討せざるを得ない状況にあるかが伝わっていないのではないかと思います。私は、国民がどうやって生きていくかを真剣に検討しないといけない事だろうと思っていますので、まだまだ広報というか啓発が足りてないのではないかと感じました。ぜひ、一段の啓発をお願いしたいと思います。

◎三宮 議長

はい。どうぞ、エネ庁さん。

◎前田 原子力立地政策室長（資源エネルギー庁）

ご指摘のとおりエネルギーの状況は非常に厳しいものがございますので、そうした中で、やはりあらゆる電源を使う、その中で原子力は非常に必要なものの1つですので、あらゆる手段で、ご指摘のとおりしっかり広報を、より精力的に進めていきたいと思っています。ありがとうございます。

◎三宮 議長

他にある方いらっしゃいますか。はい、飯田委員、お願いします。

◎飯田 委員

飯田です。私自身、考えがまとまらないのですけれども、新潟県と柏崎市にお聞きしたいのですが、今回の能登半島地震では自治体の対応が非常に大変で、人員も不足で石川県外、あるいは輪島市とかいろんな市外からの応援も行ったと思うのです。新潟県と柏崎市あるいは刈羽村も含めて応援に行かれたと思うのですが、その際に志賀原発のある志賀町ですか、そちらに行かれて、今回は原発の大きな事故にはならなかったわけですが、そ



ういう対応について今後、新潟県あるいは市として教訓を引き出すような対応をなされたのかどうか。あるいは今後、そういうことをなされるのか、ということをお聞きしたいのですが、私自身、考えがまとまらないので、質問の内容が不十分な部分もあると思いますがよろしくお願いします。

◎三宮 議長

はい、それでは、新潟県さん、お願いします。

◎金子 課長（新潟県・防災局 原子力安全対策課）

はい、新潟県の原子力安全対策課の金子でございます。ご質問ありがとうございます。

まず、前段の石川県に災害応援で出向いたかどうかという話ですけども、実は新潟県も被災地という位置付けになっておりまして、こういう災害があった場合は単独で行く場合もありますし、いわゆる関東とか、いろんなブロック別で派遣されていくパターンがあるんですけども、どちらかというとな新潟県は応援を受け入れるほうで対応したというのが実際のところでございます。細かいところまでは把握していませんけれども、基本的には応援に行ったというよりも応援を受ける、災害対応しているというのが県の立場だったと思います。

それから、能登半島地震を受けて今後どういう対応をしていくのか、また考えているのかというご質問だったと思うのですが、私共は当然、志賀原発も原発自体はそんなに問題なかったということもあるし、柏崎刈羽原発も問題なかったということはあるのですが、この能登半島地震を受けてサイトから出ております避難路が寸断されたとか、諸々いろんなものがありますので、新潟県は新潟県の立場として同じような状況になるとは思いませんけれども、この地震の被害を教訓に、新潟県としても何らかの課題があったというのは、今後、整理していきたいというふうに思っておりますので、そんな形の活動を今後考えていきたいと思っております。以上です。

◎三宮 議長

はい、それでは柏崎市さん、お願いします。

◎柴野 危機管理監（柏崎市危機管理部）

柏崎市と致しましては、私共も少なからず被害はあったわけですが、上下水道部門を中心に職員を石川県内能登半島地域の自治体に派遣させて頂いております。ただ、これはあくまで実務的な部分、上下水道の復旧ということをメインに職員を派遣したという状況でございます。

原子力災害、同じ原発の立地点としての今回の能登半島地震を受けた対応といいたいでしょうか、これをどういうふうにフィードバックしていくかという問題でございますが、私共としても、原子力災害と地震の複合災害という点について、今回まず事実としてどうであったのかということをもまず認識していきたい。つまりは北陸電力志賀原子力発電所において、少なくとも原子力災害といわれるレベルになっていなかった中で能登半島にお住いの方々が、そういった状況の中でどういうふうなお気持ちが働き、どういうような不

安があり、そして、最終的にそれをどういうふうに柏崎市として生かしていくのか、ということやはりきちんと事実に基づき検証していきたいという点が1点でございます。私共は、決して原発のことは何もなかったからどうでもいいというつもりはないのですが、今回の地震で柏崎市として一番今感じていることは、津波の避難対応という点において市民の間で大きな混乱が起きてしまった。これは、ひとえに私共行政の研鑽、知識の不足、市民の皆様方への周知の不足という点として反省しておりまして、メインとしてはそちらの対応につきまして沿岸地区の町内会の皆さんを始め、全ての町内会に年度内に回って説明をしていきたい。そして、その時に合わせて原子力災害と自然災害が複合で起きた時の基本的な対応というものを、今考えていることについて、各地区の町内会長さんを中心とした主だった方々にまず全町内会3月中に、多少、町内会の都合で4月に入る場合もございますが、説明をしていきたいというふうに考えております。以上です。

◎三宮 議長

はい、ありがとうございます。他に、手を挙げられていた方、はい、小田委員、最後でお願いします。

◎小田 委員

商工会議所の小田でございます。私からは、エネ庁さんに対して意見を述べさせていただきたいと思っております。先ほどの岡田さんの質問にもありましたけれども、広報態勢に対してやはり今一つ、市内の皆さん方、県内の皆さん方、全国の皆さん方に正確な知識が行き届いていないのではないかと感じています。今ここで災害が起こったらどうかという、原子力災害が起こる議論がやっぱり多い、起こった前提での話が多いわけですが、今取り組んでいることは、起こさないような取組を規制庁さん中心に考えていらっしゃって、日本の英知を持って取り組んでいらっしゃるところかなと思います。東日本大震災の知見で、日本で屈指の学者さん方が原子力災害を起こさないように取り組んでいる原子力発電所が、そんなにすぐに、簡単に、規模にもよるかと思っておりますけれど、原子力災害を起こすかどうかというのは、私は非常に確率が低いのだろうと個人的には思っています。岩盤に直接建てられて、おそらく新潟県内で一番地震に対して圧倒的に強い建物であろうと私は考えております。逆に、構内に避難するようなことが起こりうるものではないかというふうに考えております。その時に、例えば核セキュリティの問題で、避難したいという方々を受け入れられないとか、そういうようなことを人道的な問題もあるかと思うので、例えば自治体と取組があるのかどうか、協定みたいなものがあるのかどうか分かりませんが、そういうことも協議していただきたいというふうに思います。以上です。

◎三宮 議長

はい、ありがとうございます。意見ということでお聞きいただければと思います。すいません、時間が超過しているのです、ここで第一部を閉じさせていただきます。ここから休憩に入りまして、換気をしたいと思っております。今35分ですので、一応45分を目安に休憩

に入ってください。押しているのです、皆さん揃い次第始めたいと思います。よろしくお願  
い致します。それでは事務局の方換気してください。

－ 休憩 －

◎三宮 議長

それでは、皆さんお揃いになったようなので、ここから第二部を始めさせていただき  
たいと思います。

第2部は、2月の定例会で「核物質防護に関わる追加検査及び原子炉設置者としての適  
格性判断の再確認について」原子力規制庁さんから説明をいただきました。本日は、その  
説明に対しての委員の皆様から指定の様式で提出された質問、意見に対する回答を原子  
力規制庁さんからお願いします。皆様に書面で出していただいたものには、書面での回答  
が出ておりますので、まずそれについてご説明いただいた後に、時間の許す範囲で、その  
他まだ意見、質問等あれば受けたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

それでは、規制庁さん、お願いします。

◎伊藤 柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

はい、規制庁の柏崎刈羽原子力規制事務所の伊藤です。お手元にありますタイトルが  
「地域の会 委員からの質問に対する回答について」と事務局から配られています質問の  
順番がちょっと違ってしまっていて、この規制庁の並びで回答させていただければと思  
います。1枚目が竹内委員からの質問ですので、竹内委員の質問に対する回答から始めさ  
せていただき、続いて飯田委員、三井田委員という流れで続けていきます。それで、当  
初いただいた質問に対して、第2段でいただいた質問がありますけれども、こちらのほう  
は書面が間に合っていないので、本日は口頭で回答させていただきます。まずは書面  
で回答できるものについて説明します。回答は、本庁から金子と熊谷が来ております  
ので、そちらから説明します。

◎熊谷 核物質防護指導官（長官官房放射線防護グループ核セキュリティ部門）

では順を追って説明させていただきます。私、追加検査を担当しました熊谷と申  
します。

最初の質問でございます。改善活動をきっかけとしたセキュリティ問題に関して、  
協力企業から規制側に直接報告できるルートを明確にしてほしいというご意見でござ  
います。

規制委員会では、既にそのルートが存在しておりまして、そちらを紹介させてい  
だきます。回答の2ポツ目でございますけれども、規制委員会では、協力企業のみ  
ならず幅広く国民から情報提供をwebサイトや申告窓口を設けて、そこで受け  
付けております。いただいた内容につきましては、個人情報に注意を払いつつ事  
実関係を調査して問題の是正を図るということで、下の参考に示したホームペ  
ージに所定の様式がございます。電気事業者のみならず協力会社、また現場の  
警備員の方も何か気付きがありましたら、ここにいただければ、調査して対  
処するという仕組みがございます。こちらを紹介させていただきます。

2つ目です。

◎金子 総括監視指導官（原子力規制庁原子力規制部検査グループ核燃料施設等監視部門）

はい、それでは、竹内委員からの質問の続きをご回答申し上げます。申し遅れました、私、今回適格性の再確認の担当を致しました金子と申します。ご質問の内容ですが、大きく2つあるかと思えます。報告書の内容、特に結論のところでは二重否定が使われていたり結論を変更する理由はないという、この表現がまどろっこしいということですか、そういうことになっているということと、山中委員長からの発言で、お墨付きを与えたわけではないというこの主旨がよくわからない。そういった2つの意味があるかと思っています。同様のご意見を三井田委員からもいただいています、二重否定の話、なんで二重否定なんか使っているのかという話は、後ほど三井田委員の回答としてご説明します。ここでは、山中委員長が発言しました「お墨付きを与えたわけではない」という内容を中心にご説明いたします。

お手元にありますように3つパラグラフがございますけれども、1つ目のパラグラフにつきましては、皆様ご案内のとおり昨年の12月27日に第1区分、第4区分の解除を致しました。メインは第2パラグラフのところがございます。昨年の12月20日に、東京電力の経営層との意見交換会の場で委員長から、この「お墨付きを与えたわけではない」についての発言がありました。これが一番分かりやすいと思われましたので、こちら記載しております。読み上げますと「原子力規制委員会が東京電力に何かお墨付きを与えたというものではないことを肝に銘じてほしいと思います。核物質防護の安全についての第一義の責任については事業者にある。東京電力にあるということを忘れないでいただきたいと思います。」というふうに言っております。こうした発信の主旨は、事業者が責任の一端が規制当局が担うものではなく、東京電力にあるということを目論むという意味で、お墨付きを与えたわけではないという発言があったということでございます。この質問に対する説明は以上でございます。

◎熊谷 核物質防護指導官（長官官房放射線防護グループ核セキュリティ部門）

次の飯田委員からの質問にまいります。248回の説明会で、「検査で明らかになった背景要因としてコストダウンとの表記があるということ。東京電力のカイゼン活動は経営上層部が経営方針として決定し、押し進め取り組んできたものだと思いますということ。経営層が人員削減、コストカットの徹底の考えを現場に徹底させ、現場からのカイゼン活動の提案を受け進められてきたものも多いと思いますという、このような背景から不祥事が発生したのではないか。」というご質問でございました。

我々の追加検査の中でも、このカイゼン活動がどういうものかということ調べ上げました。東京にある本社の中にサバイバルコスト削減委員会というものが、ちょうど福島の地震が起きた直後に設置され、この委員会の中で技術業務革新推進委員会という場が立ち上がり、その中でカイゼン活動を踏まえた検討が行われていたことを確認しました。これは我々のフェーズ1の検査で、当時ここに携わったメンバーにヒアリング等実施し

た結果、柏崎で発生した核物質防護設備の一部喪失事案とこのカイゼン活動が一定の関係があったということの評価しております。

一方で、このカイゼン活動の内容につきましては、我々の今回の追加検査の対象とはしておりませんので、具体的には経営層が人員削減、コストカットを現場に徹底させるとか、現場からの提案を受け進めたという内容は、今回の追加検査の中では確認していないということでございます。よろしいでしょうか。

次のページに移ります。飯田委員からのご質問でございます。こちら先ほどのコストダウン、カイゼン活動に関連する質問でございます。ご質問の下2行目ですが「東電の柏崎刈羽におけるカイゼン活動の全容と具体例を明らかにすることが必要ではないかと思うので明らかにしてほしい。」という内容でございます。

繰り返しになりますけれど、回答の1つ目でございます。今回の追加検査は、核物質防護設備の一部機能喪失事案とカイゼン活動に一定の関連が見られましたので、こういう活動がセキュリティのみならず、セーフティの世界でも同じようなことが発生しているかどうか、いわゆる原子力安全に影響することがなかったかどうかという観点から検査を行ったものでございます。

2つ目の丸です。具体的には同じ時期、ちょうどこの核物質防護の一部喪失事案が、先ほど説明しました、本店の委員会で議論された同時期に、セーフティの6件のカイゼン活動が議論されていまして、6件というのは下のポツ6つ記載したものでございます。同じ時期の同じメンバーということで、核物質防護設備のような検討が行われていないかということを確認した結果、原子力安全に影響を及ぼす活動が行われたという事実は確認できませんでした。

我々、当時の書類や会議録を確認しました。また、インタビューを通じて細かく確認しましたがけれども、その形跡は確認されませんでした。さらに、その後の適格性の検査においても、この時期のカイゼン活動の対象となったもの以外に新規制基準工事が現場で進められていますので、10件抜き取って確認いたしましたけれども、経済性を優先して安全をないがしろにするような、そういう検討は確認されておりません。

次のページに移ります。今回、問6でお答えしたように規制検査では原子力の安全上の課題、いわゆる原子力安全をないがしろにしているものがないかどうかという観点で検査を行っていますので、カイゼン活動そのものについての検査は行っていない状況でございます。

続きまして、飯田委員の次の質問でございます。質問(2)「このコストダウン、カイゼン活動は全社的なコストダウンとあるが、東電のコストカット型経営が行われてきたのではないのでしょうか。」と「核物質防護の認識不足と体制不足ではないと思います。」というご質問でございます。こちら繰り返しになりますけれども、今回の追加検査では柏崎で起きた2件の核物質防護事案に着目して、核物質防護の設備の機能喪失に改善活動が行ったことは確認しておりますが、安全、核セキュリティという我々が所掌する原子力安

全の分野を超えて東京電力が全社的にコストカット経営を行っていたかどうかは、検査の対象としておりませんので、その点については確認していないという状況でございます。以上ですが、引き続き東京電力、お願いします。

◎櫻井 副所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

恐れ入ります。東京電力から今の(2)のご質問に対しての回答をさせていただきます。本日、お配りした資料の中で「ご質問への回答」とタイトルとしてございます、飯田委員のご質問のホチキス止め2枚、こちらをお手元にご用意いただきたいと思っております。

今、説明いただいた(2)で、いわゆるコストカット型経営が行われてきたのではないかと、というところに対する当社の回答でございます。読み上げさせていただきます。

当社は、福島第一原子力発電所の事故以降、経営を再建するために抜本的な経営合理化を進めておるというところでございますけれども、この経営合理化につきましては、法令の遵守と品質の維持を前提としています。

また、核物質防護設備の機能の一部喪失事案にかかります核物質防護設備の自社設備化ですけれども、当時としてはこのリース契約という設備の保有形態が、設備の更新ニーズが生じた場合に機動的な対応が行いづらいというところですか、設備のリース契約を終了して当社保有としても、別途締結している補修委託契約によって業務品質や設備品質が維持できるであろうとの判断などから、リース期間終了時点で設備を買い取って自社設備化したところでございます。ただ、結果として、一部の設備について長期間にわたる故障を招いていますので、契約変更に際してのリスク評価という点で反省すべきところがあると認識しているところでございます。こちらの回答は以上でございます。

◎熊谷 核物質防護指導官（長官官房放射線防護グループ核セキュリティ部門）

それでは、規制庁の資料に戻っていただきまして飯田委員からの質問3の回答をさせていただきます。

「東京電力のカイゼン活動は全社的に進められていたと思いますが、いつ、どのように決定され、原子力部門か柏崎原発の現場に適用されたのか教えてください。また協力会社の指導、指示はどのように行われていたのでしょうか。」というご質問でございます。

我々が調べたカイゼン活動につきましては、昨年12月に公表した追加検査報告書の中でも触れていますけれども、カイゼン活動の一環として本社のサバイバルコスト削減委員会、技術業務革新推進委員会が中心となってコスト削減の実現に向けた議論が行われていたという現状でございます。また、核物質防護の取替え工事がこのカイゼン活動の、いわゆる推進部会の対象工事として議論されて、その検討過程の中でリースから買い取りによって防護設備の管理体制が大きな変更を伴うことに対して協力会社から懸念が示されていたのにも関わらず、こうした懸念に対する検討が十分に行われていなかったということを確認したものでございまして、具体的な協力会社の指示とか指導というものは今回の検査では確認しておりません。

次のページに移ります。飯田委員からのご質問の4番目でございます。「東京電力はコ

ストダウンを経営上、組織上、どのように位置づけてどの部分が担当しているのか教えてください。」ということでございました。こちらにつきましては、繰り返しになりますけれども、我々が検査の中で確認したのは、本社内にサバイバルコスト削減委員会、技術業務革新部会が設置されて、その中で核物質防護設備の対象となった柏崎刈羽のコストダウンについての議論が行われていたということを確認したものでございます。こちらにつきましても、東京電力、お願いします。

◎櫻井 副所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

はい、ただ今の（3）と（4）のご質問に対する私共の回答をさせていただきたいと思えます。今度は、回答の1枚目の裏面をご覧くださいと思います。

先ほどご説明を致しましたが、手前どもの経営再建のための経営合理化については、法令順守と品質維持を前提として進めているところでございます。その動きを踏まえまして、本社の資材部門がグループ企業数社と原価改善のタスクというものを始めておりまして、この中で当社と核物質防護設備に関しますリース契約を結んでおりました日本原子力防護システムさんと共に、契約に関わる原価改定について検討を行っているという状況でございます。その後、2015年になります、副社長を部会長とします技術業務革新推進部会で本社技術業務革新室、資材部、それから発電所の防護管理グループになりますけれども、こういったところがリース契約解除によります自社設備化の計画を提案して承認をいただき、順次、設備の買い取りを行っていたというものでございます。尚、リース契約を順次終了することになった理由については、先ほどの回答のとおりになります。以上でございます。

◎熊谷 核物質防護指導官（長官官房放射線防護グループ核セキュリティ部門）

それでは、規制庁の資料に戻っていただきまして、飯田委員からのご質問の5番目でございます。

この経営層を含めた関係者が核物質防護業務を特別視するとありますが、これは報告書でも我々、記載しているものでございます。「今までの経営組織上の核物質防護業務はどのようになっているか、どのように改善されたのか、組織図で教えてください。」ということでございます。

回答ですけれども、1つ目の丸でございます。防護組織を統括すべき核物質防護管理者というのがございますけれども、柏崎はその核物質防護管理者が他の業務を兼務して、この防護業務に従事する比率が低い状況。また、防護情報の機密性の高さから経営層、いわゆる社長を含めた関係者が核物質防護には触れてはいけないと特別視するというような意識が働いて、業務に対するチェックが働いてなかったということ当初確認いたしました。その後、東京電力の改善措置計画等が立案されまして、どう変わったかといいますと、2つ目の丸でございますけれども、核物質防護業務を専従する組織として、発電所にセキュリティ管理部が新設されました。防護管理者も専従できる体制に変更されました。また、本店側も運営管理部に核セキュリティ管理グループが新設され、経営層も現場実態が把

握できるようになったということで、この組織変更につきましては、核物質防護規定というものがございまして、これは国の認可申請が必要でこの体制図につきましても、我々確認し認可したものでございます。

◎櫻井 副所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

続きまして、東京電力から飯田委員のご質問についての回答をさせていただきたいと思っております。資料の2枚目の表面をご覧くださいと思います。

飯田委員からいただいている(6)「協力企業への人材育成を含め行うべきだと考えますけれども、どのように取り組むのか。」というところであったかと思っております。こちら協力企業さんに対する人材育成でございますが、放射線管理教育ですとか核セキュリティに関する教育、当社社員による現場観察時の気付きの共有などを行っていきまして、訓練時の施設の貸出し等についても行っているところでございます。今後ですけれども、こういった内容を踏まえ協力企業の皆様と対話をさせて頂いて、協力企業様のニーズを確認しながら改善を進めていって、引き続き人材育成を進めていきたいと考えているところでございます。これが(6)に対する回答でございます。

それから(7)のご質問ですけれども、原子力部門の本社機能を柏崎に移転するというところで、原子力部門の全ての経営及び管理責任を、移転するところが一元的に担うのかというところでございます。まず、原子力部門全体の組織設計の詳細につきましては、現在、検討を進めているところでございます。

尚、原子力の管理責任でございますけれども、原子力事業者としての基本姿勢、保安規定に定める基本姿勢に則り、安全への経営資源の投入や新たなリスク事象による適切な対応などについては、社長が原子力事業者のトップとしての責任を自覚して、安全最優先に取り組を進めるということにかわりはございません。従いまして、原子力部門すべての経営及び管理責任を、新潟だけで一元的に担うということではないことをご理解いただけたらと思っております。以上でございます。

◎金子 総括監視指導官（原子力規制庁原子力規制部検査グループ核燃料施設等監視部門）

続きまして、次のページでございます。三井田委員からのご質問でございます。まず1番目です。ご質問の内容は、東京電力が保安規定にトップとしての責任を明文化したということ踏まえて、規制庁、原子力規制委員会に対して、審査、検査の結果及び判断の責任について、もっと明確に発信する予定はないのかというご質問でございました。

私共は、「説明責任を果たす」ということで、これに対応していると考えております。回答の1番目のパラグラフにもありますように、今回ご説明している追加検査と適格性の再確認の結果、これについての原子力規制委員会での審議の内容や審査の結果を、引き続きメディアを前にした原子力規制委員会委員長の会見におきましても、結果と判断の内容について説明責任を果たすことに務めたということがございます。

さらに、これらにつきましては規制委員会の場所に居なくても、UTUBE等の公開のメディアを通してライブで確認できるということも続けているということです。



また、規制委員会の中だけでなく自治体の皆様方からご要望をいただいた場合には、今回のように説明の場をいただき、説明責任を果たしているということでございます。今後も、このような場を通じまして、説明責任について積極的に対応させていただきたいと考えています。以上です。

◎熊谷 核物質防護指導官（長官官房放射線防護グループ核セキュリティ部門）

続きまして、三井田委員の2つ目のご質問でございます。「この核物質防護の一連の関連から手厚く監視していくとのことですが、具体的にどういった点で手厚い監視を行っていくのでしょうか。」というご質問でございます。

こちらにつきましては、追加検査の中でフェーズ1, 2, 3と実施しましたが、フェーズ3まで残った課題が4つございまして、そのうちの3つの項目、荒天時の監視、是正措置活動の状況、モニタリング室の活動、これは引き続き、追加検査は終わりましたが、重点的に検査を行うこととしました。こちらの検査も本年1月から開始しております。原子力規制庁からPPCAP 是正措置活動の検査気付き事項を伝え、規制委員会に報告等行っております。具体的には、他の施設はチーム検査が年1回ですけれども、柏崎は年4回ということで、実は今日も発電所を訪問しモニタリング室の活動が実効的にされているかを確認して参りました。現状は適切に実施されておりました。

このように、重点項目を含めて、引き続き東京電力が核物質防護措置を適切に実施しているかどうかを、厳しく監視してつもりでございます。以上です。

◎金子 総括監視指導官（原子力規制庁原子力規制部検査グループ核燃料施設等監視部門）

続きまして、同じく三井田委員からのご意見ということでございまして、先ほど竹内委員の最初のご質問にもございました、「何々に対する能力がないという理由はない。」という二重否定や「結果を変更する理由がない。」という表現が、極めて分かりにくいという話でございます。ここで説明を致します。この最初の「能力がないとする理由はない。」という表現は、回答の最初のパラグラフにございますけれども、平成29年12月の柏崎刈羽発電所7号機の新規制基準の設置許可に当たっての報告書に書かれたものです。技術的能力に係るところでございますけれども、審査の際に東京電力は、福島第一事故を起こした当事者であるということから、他の発電所ではやっていないような、通常より丁寧に審査を致しました。その丁寧に審査をした内容が、今の適格性に当たるところでございます。次のページの3行目ほどにありますけれども、結果として審査での技術的能力に係る結論を覆す事項が確認されなかったということで、委員が分かりにくいとおっしゃいましたけれども、能力がない、いわゆる技術的能力がないという結論を覆す理由はない。そういうことを称しまして、何々に対する能力がないとする理由はないという表現を使わせていただいております。

続いて、2つ目の今回の適格性の再確認の際に用いました表現、「何々の結果を変更する理由はない。」でございますが、この「何々の結果」というのは、まさに今申し上げました平成29年に規制委員会が判断した7号機の技術的能力に関する審査結果のことでご

ざいます。今回、核物質防護の事案を受けまして、改めて技術的能力に関する、特に適格性に関するところを改めて確認しました。検査の目的は平成 29 年に行った技術的能力に関する審査結果が、まだ維持されているのかという観点で検査をしたものです。従いまして、前回ご説明したように東京電力の基本姿勢に関する仕組みや取組、そういったものを確認した結果、平成 29 年に判断した技術的能力に対する結果を変更する理由はありませんでしたということで、「何々の結果を変更する理由がない。」、そういう表現を使わせていただいたものでございます。私からの説明は以上です。

冒頭に伊藤から申し上げましたが、書面が間に合わなかったので、今回大変失礼ながら口頭で回答申し上げたということです。

◎熊谷 核物質防護指導官（長官官房放射線防護グループ核セキュリティ部門）

小田委員からのご質問でございます。「世代を超えても継承する仕組みにつきまして、いつ頃を目安に求める予定でしょうか。」というご質問でございました。

こちらにつきましては、昨年 12 月 27 日に区分変更した際に、こういう取組をしてくださいというのは既に求めております。いつまでにやればいいのかということにつきましては、我々としては人材育成の取組というのは引き続き組織を維持し続けるのに必要な取組でございますので、期限を定めた対応を求めているものではございません。引き続き、我々はこういう活動がされているかを、検査を通じて確認してまいります。これが 1 つ目の回答でございます。

◎櫻井 副所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

続きまして、東京電力から小田委員のご質問に対する回答をしたいと思っております。先ほどと同じタイトルで、小田委員と左上に記載されているものをお手元にご覧いただきたいと思っております。こちら、世代を超え継承するための人材教育の取組について、当社として計画策定中かというご質問でございます。

ご指摘のとおり、世代を超えて継承していく取組につきましては、非常に重要なことであると考えていまして、まずは人材育成の一環として原子力部門社員の階層別の研修に加えまして、原子力部門以外の新任経営層に対しての研修を行っているところでございます。

また、今回の核物質防護に関する一連の事案についても、決して忘れることが無いよう、後継者育成の目的を含めた階層別の研修に取り入れることで、世代を超えて機能し続けるような人材育成につなげられるよう、改善に努めて参りたいと考えているところでございます。以上でございます。

◎金子 総括監視指導官（原子力規制庁原子力規制部検査グループ核燃料施設等監視部門）

続きまして、岡田委員からのご質問に移りたいと思っております。岡田委員からは、基本姿勢 2 に関する判断についてのご質問です。安全対策工事について、基本姿勢 2 に反した姿勢や行動をとっている状況は確認されなかったと私共の報告書に書かせていただいておりますけれども、そもそも確認した内容が不十分ではないのかといった内容かと思っております。

要は、全てのものを見たわけではないのですかという、そのような趣旨かと思えます。

原子力規制委員会としましては、検査のシステムと致しまして、安全規制上の許認可において講ずることとした安全対策は事業者、今回は東京電力でございますけれども、事業者自体が全て実施しなければならないものになっており、その工事の実施状況などの詳細、全てについて、原子力規制検査で確認するようなことはしておりません。原子力安全の一義的な責任は事業者である東京電力にあり、規制委員会は事業者の安全活動を監視していく中で、適当でないものもしくはその状況が確認されれば安全上の重要度を評価致しまして、安全上の影響が大きなものに関しては、今回の追加検査のように監視強化や法令に基づく命令の発出等の対応を行うことが大切な役割だと考えています。

尚、今回の検査では、補足的な情報ですけれども国内外の運転経験や技術の進歩、新知見、そういったものに関する取組、もしくは安全性最優先の社内方針を浸透させる取組などが継続的に安全性を向上させるための取組になりますけれども、こちらが継続的に行われていることは確認しているということでございます。

続いて、本間委員からのご質問です。本間委員からは福島第一原子力発電所で様々なトラブルが発生しているにもかかわらず、その適格性について判断をしたことについてのご意見と理解しております。今回、代表して2つ事例を挙げていただいております。まず昨年10月に発生した、増設多核種除去設備の配管洗浄に関する身体汚染です。これにつきましては、2月21日の規制委員会におきまして軽微な実施計画の違反であるという判定、判断をしております。

もう1つは、同様に2月7日、高温焼却炉建屋からの汚染水が漏れ出した事象ということ。こちらは実施計画上の違反に当たる可能性が高いということで、現在は詳細な経緯と要因を保安検査で確認しているところでございます。

以上のような2件のトラブルがありますけれども、我々規制委員会として個別のミスやトラブルは、安全への影響の度合いと事業者の原因究明や再発防止の取組姿勢など、それぞれの状況に応じて必要な規制上の対応を行っているのが現実でございます。また、こうしたミスやトラブルというのは、完全になくすということとはできないと考えておまして、逆にこうしたミスやトラブルの数を持って設置者としての適格性に問題があるとしてしまいますと、ミスやトラブルを積極的に報告して改善の契機とするインセンティブを削ぐことになり、適切ではないと考えております。本間委員からのご質問の最初のものについては、以上でございます。

本間委員から2番目の質問でございます。こちら福島第一に関する東京電力の住民の方に対する対応について技術的能力があるのかと、そういったことかと思えます。この内容につきましては、東京電力が地域の皆様方、いわゆるステークホルダーの方とのコーポレートガバナンスというのでしょうか、意思疎通をスムーズに行っていくという、そういった活動の話であると認識しております。私共原子力規制委員会は、原子力安全の観点から活動を行っておりますので、ご質問にあるような訴訟に関するようなものは、お答え

する立場にはないと考えております。

◎熊谷 核物質防護指導官（長官官房放射線防護グループ核セキュリティ部門）

続きまして、本間委員からのご質問 3 番目でございます。原子力規制委員会原子力規制庁の姿勢ということで、冒頭にもございました能登地震の教訓の反映のご質問でございます。

「1月の記者会見の場では、災害対策指針を見直す必要があると言っておきながら1カ月後には今回の検討の中では考えないという発言」ということでもございましたけれども、当初の発言は能登地震発生直後ということもありまして、防災のあり方については教訓を生かすべきところはあるという意図で発言しておりました。その後の2月14日の規制委員会では、能登半島地震のような家屋倒壊が多発する自然災害と原子力災害の複合災害に対して防災基本計画にあるとおり、まずは人命最優先の観点から安全の確保、その次に原子力災害に対応することが住民の被ばく線量を合理的に達成すると同時に、被ばくを直接の要因としない健康等への影響を抑えることが基本的な考えということで合意されたものでございましたので、現在のものを変更する必要がないということを確認して、発言されたものと承知しております。

続いて4番目のご質問でございます。「検討しないということは、能登半島地震で見られた道路崩壊の状態でも避難は可能だと考えているのでしょうか。」というご質問につきまして、回答でございます。

自然災害による家屋倒壊や道路寸断などの状況におきまして、いかに備えどのように対応するかといったことは、防災基本計画に基づいてそれぞれの自治体が策定する地域防災計画の中で災害時のさまざまなケースを想定し、各地の実情に応じた緊急時対応において具体化されていると承知しております。既に取りまとめられている緊急時対応では、自然災害等により道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定できる、または確認できるときは代替避難を速やかに確保する。また、避難計画に関わる海路、空路を含めて、代替となる安全な避難経路によって避難するとされているとおり、その実効性をまずは向上させることが重要と考えております。

本間委員からの質問 5 番目でございます。「地震後は家屋崩壊の危険があり、屋内退避ができないような状況が発生したのが事実だと認めていながら、防災指針を見直ししないで住民に屋内退避を強制する予定なのか。」というご質問です。こちらは先ほどの3番目の質問と重複しますが、2月14日の規制委員会の委員間討議において、現在の指針の考え方は引き続き有効という認識で一致しているものでございます。

複合災害の発生時におきましては、まずは人命最優先の観点から自然災害に対する安全確保をされた後に原子力災害に対応することが基本であり、家屋倒壊により自宅で屋内退避できない方については、自治体が開設する指定避難所への避難等が確実に行われるよう、その実効性を向上させることが重要と考えております。本間委員のご質問、以上になります。

◎三宮 議長

はい、ありがとうございました。今ほど回答はあったのですが、私の言い方が悪かったのかもしれないのですけれど、当初、質問を出してくださいといった期限に質問を文面でいただいたのが3名の方でした。その3名の方には書面で回答をいただいております。そして、事務局からもう一度質問に関してご案内したところ、もう3名の方から質問をいただいたのですが、その方々については申し訳ないですが、今回書面ではなく口頭での回答ということにさせて頂いたところでございます。時間もだいぶ押してきたのですが、今の回答に対しまして質問いただいた6名の方、今の回答に対してもし何かあれば、ご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。はい、竹内委員からどうぞ。

◎竹内 委員

竹内です。お願いします。回答いただきましてありがとうございました。

原子力規制委員会のホームページの申告制度についてですけれども、PPCAPはとても大事な取組だと思っておりますが、PPCAPが生きなくなる時というのは誰にも気づかれずに何となく機能しなくなっていくのだと思うのです。ですので、東京電力に入っているすべての協力企業の一人一人の社員に、この申告制度の窓口を周知するという、「周知徹底する、必ずお知らせする」というふうにさせていただけると、PPCAPが機能しなくなった時にきちんと意見が、意見というか何か危ないことなどが上がってくると思いますので、ぜひ、初めて入っていただく時にその申告制度の窓口の紙を渡すなど、徹底して周知していただきたいというふうに思います。以上です。

◎三宮 議長

はい、ありがとうございました。他に手を挙げられた方、本間委員、どうぞ。

◎本間 委員

はい、本間です。2点規制庁にお願いします。1つは意見に近いのですけれども、「技術的能力がないとする理由はない」というのは国語的にいえば、技術的能力がないかも知れないしあるかもしれない。つまり、分からないということなのですよね。そんなわからない技術的能力で運転していいという判断は、私はおかしいと思うので、あるのかないのか、イエス、ノーで今答えるのは無理でしょうけれど、そういう書き方をしないと説得力はないし、このままの文章であればOKとする理由にはならないと思うのです。極端に言えば、全く何も見なければ、だめだという理由は見つからないわけですから、半分感想です。

それから避難計画について、追加で質問したいのですけれど、先ほどの回答で我々住民の一番の関心は逃げられるか避難できるか、あるいは屋内退避はできるかという点なのです。基本方針はきちんとできているのだから、あとは自治体がやれというような回答だったと思うのですけれども、あとは自治体が頑張るって良いものを作りなさいということに理解しているのでしょうか。それが1つ。それからそれに関連して、具体的には柏崎市に質問ですけれども、そういった規制庁の姿勢について、柏崎市としてそれに応えて、我々住民が納得できるような屋内退避も避難も、こうすればいいですよというものを示

すことができるのかどうか。この2点、質問します。

◎三宮 議長

はい、それでは規制庁さん、お願いします。

◎金子 総括監視指導官（原子力規制庁原子力規制部検査グループ核燃料施設等監視部門）

簡単に、技術的能力の話だけです。先ほどのご説明、つたなかったのかもしれませんが。通常であれば、技術的能力という審査に当たって、今回の適格性というものは審査をしておりません。本来であれば技術的能力の審査だけで判断をするところを、より丁寧にやりました。それで、本来やるべき技術的能力の審査で結論としてOKと判断したのですけども、さらに適格性についても確認をした。最初の〇を変更する理由はなかった、ということでございますので、そういう理解でよろしいかと思えます。

◎本間 委員

すいません。訂正、いいですか。

◎三宮 議長

どうぞ。

◎本間 委員

今の点に関して、すいません。私、適格性とか曖昧なことを言って申し訳なかったのですが、技術的能力がないとする理由はないと書かれたわけで、適格性とまた別に技術的能力があるのかなのかということとはここでは断言できないという、そういう意図で言っていないのしょうけれども、文章的にはそういうことになるのですよ。適格性とは全く関係なく、技術的能力について。

◎金子 総括監視指導官（原子力規制庁原子力規制部検査グループ核燃料施設等監視部門）

いろんな意味を踏まえて、ないという理由はないということですが、結果的には技術的能力はあるという判断をしたということです。

◎三宮 議長

はい、それでは柏崎市さん、お願いします。

◎柴野 危機管理監（柏崎市危機管理部）

はい。端的に申し上げれば、私共として、規制庁規制委員会のご意見といたしましうか、ご見解については基本的には理解はするところであります。それを受けて私共のアプローチとして究極的には本間委員がおっしゃるように住民の方々の不安を取り除く、万が一の原子力災害、その他の複合災害の時に住民の命、財産を守るというのが仕事です。できません、とは言えない立場であります。そのアプローチの仕方につきまして、私共として今言えることは、原子力災害と自然災害とを峻別し、原子力災害という意味でいえば原子力発電所の安全性の向上という部分になりますので、このへんについては基本的には規制庁規制委員会、東京電力、こういった方々に最善を尽くしていただくしかない。そして、避難路の確保といった部分での避難計画、その他につきましては新潟県様、刈羽村様含めまして協力しながら、これは自然災害においても共通の部分が多くございま

すので、峻別しながらアプローチする。そしてその結果として、原子力災害が万が一自然災害と複合災害で起きた場合には、住民の皆様の命と財産等を守っていくというかたちでのアプローチを続けていきたいというふうに考えております。

◎三宮 議長

はい、ありがとうございました。三井田副会長、最後でお願いします。

◎三井田達毅 委員

柏崎エネルギーフォーラム三井田です。竹内委員、それから先ほど追加で本間委員が言っていたその表現の仕方については、背景的にこういう事象だったからその説明のためにこういう言い方をしたのですよというのはもちろんわかりますけれども、複数の方がおっしゃっているので、あるのかないのかという表現で言ったら、「ないと否定はできない」という理由と、「ある」というのには明確な差があると思うので、ひとつの表現の方法として、私たちがそれをもって安全と判断しているのかどうかという指針に関しては、よくよく考えていただきたい。広報等々含めていろいろ検討されていらっしゃるということだったので、そこについては意見だけ述べておきます。

1つ質問です。すごく気になったのですけれど、私の質問1の回答で、「事業者は一義的な責任を負う」これは当たり前のことですねと理解しています。先ほどの回答で、「規制庁が負う責任は説明責任だ」とおっしゃったので、そこがちょっと引っかかかっていて、もう1回聞くのですけれど、基本、大前提として、新規制基準を策定した場所で、最新の知見を取り入れながら安全を担保する。これをまずクリアしなければ健全性を担保できないよねということで、事業者を含めて一生懸命そのハードルをクリアしようとしているわけですが、それを策定した人たちが持っている責任は説明責任だけなのですか、というのが質問です。

◎三宮 議長

はい、規制庁さん、お願いします。

◎金子 総括監視指導官（原子力規制庁原子力規制部検査グループ核燃料施設等監視部門）

はい、大変失礼いたしました。こちらの審査、検査の結果及び判断について説明責任を果たすということですので、そういった意味では誤解を与えてしまったのかもしれませんが。大変申し訳ございません。もちろん、私共としては法令に従って、その判断に対してしっかり責任を持つ。その結果はちゃんと説明責任は果たしていかなければならないという、そういう説明をしなければならぬということでございますので、私の説明が拙かったということでお詫び申し上げます。

◎三宮 議長

はい、ありがとうございました。それでは時間がだいぶ超過してしまったので、申し訳ないですが、以上で議事を終了させていただきたいと思っております。事務局お願いします。

◎事務局

次回の定例会についてご案内します。次回、第250回定例会は、令和6（2024）年4月

10日水曜日、午後6時30分から、ここ、柏崎原子力広報センターで開催します。

この後の取材は1階のエントランスホールで8時50分までと致します。この会場は直ちに施錠いたしますので、撮影機材等はお持ち出しいただきたいと思ひます。

以上を持ちまして、地域の会第249回定例会を終了します。ありがとうございました。

— 終了 —